第１回岩手県営スポーツ施設指定管理者選定委員会（会議録）

○　日時　令和４年７月26日（火）10：00～12：00

○　場所　岩手県公会堂　15号室

○　出席者

　　委　員　鎌田安久、菊池幸子、菊池透、中里裕美、樋口一男　（敬称略、五十音順）

　　事務局　畠山スポーツ振興課総括課長、芳賀特命課長、近江主事、及川主事

○　会議の内容

１　開会

２　挨拶

　【事務局】

　　畠山スポーツ振興課総括課長より挨拶。

３　会議の公開について

　【事務局】

　　会議の開催に先立ちまして、この選定委員会の会議の公開の取扱いにつきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」の規定により第１回目は公開とし、第２回目の審査の際は非公開とする取扱いをすることとしてよろしいでしょうか。委員の皆様に御検討をお願いいたします。

　【委員】

　　異議なし。

　【事務局】

　　それでは、今回の選定委員会につきましては、会議を公開することとし、次回の審査の際の選定委員会は、非公開とする取扱いとすることに決定いたします。

４　委員及び事務局職員の紹介

　【事務局】

　　事務局から委員及び事務局職員紹介。

５　委員長及び副委員長の選出

　【委員】

　　委員の互選により、委員長に鎌田安久委員、副委員長に菊池幸子委員を選出。

６　議事

　【委員長】

　　それでは次第５の議事に入ります。⑴岩手県営スポーツ施設指定管理者の選定に当たっての基本方針（案）について、事務局から説明をお願いします。

　【事務局】

　　資料№１岩手県営スポーツ施設指定管理者の選定に当たっての基本方針（案）について説明。

　　予定と付記している部分については今後内部調整後、委員長の了解を得たうえで、委員の皆様へ資料配布としたうえで公募を行う旨説明。

　【委員長】

　　ただ今、事務局から説明がありました基本方針（案）について、皆様方から御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

　【委員】

　　現行制度と同様のため説明を省略した部分について、簡単で構わないので説明をお願いします。

　【事務局】

　　省略した部分について、説明。

　【委員】

　　指定管理者選定の流れや、委員としての役割について教えていただきたいです。

　【事務局】

　　選定委員会の設置要綱を用いて説明させていただきます。指定管理者制度は、公共施設を県が直営で行うよりも、民間のノウハウを使いながら、より県民にとって使いやすい施設として運営していくために採用されている制度でございます。指定管理者を選定するにあたって、県の内部で選定するというのは非常に責任がないということで、外部の方の意見を聞きながら選定すべきということになってございますので、本件につきましては、選定委員会というのを設けてございます。

今回、スポーツ施設の指定管理者について選定していただくということで御意見をいただくというのが、この設置選定委員会の設置目的でございます。審議事項につきましては、指定管理者の募集に関することといたしまして、第1回目は基本方針、募集要項、選定基準等を策定いたします。第2回目は、募集に対して応募があった業者等から指定管理候補者を選定するために、指定管理者の選定に関する事項を第２回目に御審議いただきます。

第２回目につきましては、申請書類指定管理候補者から提出いただき、指定管理者として適当かというような審査をしていただきます。

今回は指定管理者を選定するための御意見をいただき、第２回目において候補者を選定します。

その候補者と契約する前に、12月の議会にお諮りして、議決をいただくというような手続きをとって初めて指定管理者が設定できるということになります。今回はその１回目の選定委員会となります。

　【委員】

　　このような選定委員会において、書面で審査を行い、現場が見えないということがある。現場を見たことにより見えてくる実態や利用料金についてなど判断できる部分があるので、御検討いただければ幸いです。

　【委員長】

　　このような審査においては、手間暇をかけて慎重に審査を行うことが大事かなと思う部分がありますが、今年度につきましては、時期も迫っておりますので、ぜひ委員の意見を次回の選定委員会に向けて検討していただければよりよい審査になるかと思いますので、今後に向けての御意見ということでよろしくお願いしたいと思います。

　　委員からいただいた意見につきまして申し上げますと、２回目の選定委員会では各団体から申請があったものに対して、指定管理者制度の趣旨の観点を考えて提案されているなという項目が出てまいりますので、面接を行い、採点をいたします。

　　それ以外に、他にありますでしょうか。

それでは、指定管理者の選定にあたっての基本方針（案）については、基本的に了承されたことといたします。

　　続きまして、「⑵　岩手県営スポーツ施設の指定管理者の募集要項（案）及び選定基準等について」、事務局から説明をお願いします。

　【事務局】

　　資料№2から資料№4-2によって岩手県営スポーツ施設の指定管理者の募集要項（案）及びせんてい基準等について説明。

　【委員長】

　　ありがとうございました。委員の皆様から御質問、意見等ありますでしょうか。

　【委員】

　　利用者が利用する料金の中には消費税は含まれていますでしょうか。

　【事務局】

　　含まれております。

　【委員】

　　つまり、課税業者ということですね。消費税が令和５年から変わるため、非常に厳しい徴収になるので、御注意いただければと思います。

　【委員】

　　募集要項の配布の方法はどのように考えていますか。

　【事務局】

　　基本的には、当課で募集要項を配布しておりますので取りに来ていただくか、岩手県のホームページで公表しますので、そちらを確認した上で取得していただくという形になります。周知はホームページで行うということになります。

　【委員】

　　雫石の温水プールを利用したことがありますが、ロッカーの利用料金が高いと感じました。利用者のためになる施設ということであれば、もっと安くした方が良いのではないでしょうか。このようなことがあるため、現場を見て判断したいという思いがあります。そのロッカーの利用料金等については、収支にのっているかどうかということもお伺いしたい。

　【事務局】

　　県としては指定管理者の評価につきまして、毎年ホームページに公表しております。その中で、支出状況などにつきましては毎年確認しておりますので、指定管理料や収入がいくらであるかといったところの確認も昨年度の分につきまして公開しております。

　　個別に、先ほどのようにロッカーが高いというような御意見につきましては、県の方に直接いただいたものについては、指定管理者に対して伝えて、改善できるものは改善するというやり方をしております。今回のロッカーにつきましては、指定管理者が独自に導入しているものでありまして、県で設置したものであれば価格はほとんど取らないということができるのですが、業者が契約して行っているものですので、少し高くなっていると認識しております。

　【委員】

　　指定管理者がロッカーの賃貸借の業者と契約しているので、その分高いという風に認識しています。

　【事務局】

　　そういった御意見はくみ上げてまいりたいと思います。

　【委員】

　　収入が報告に掲載されているのであれば、県から払う指定管理料も少なくなり、利用者も低い金額で利用できることになるので、良いと思います。

　【委員長】

　　利用者が利用する際の料金というところも考えて選定できればと思います。

　【委員】

　　令和５年度から指定管理するにあたって、現在の指定管理者も申請してくるうえで、他の業者も申請してくるということでよろしいでしょうか。

　【事務局】

　　その通りです。

　【委員長】

　　公募に対して応募したいと思えば継続して申請があるでしょうし、そのタイミングで他の業者も応募してくる、ということになります。

　　それでは、他に質問等ございませんでしょうか。

　　この募集要綱案及び選定基点等については、了承されたこととさせていただきます。

　　ありがとうございます。

７　その他

　【委員長】

　　それでは、次にその他ですが、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

事務局からお願いいたします。

　【事務局】

　　御審議いただきました募集要項についてでございます。

軽微な修正等、今回予定としておりましたものにつきましては、確定しましたら委員長と協議させていただきましてその取り扱いを決定することとしたいと考えてございます。

御了解いただきたいと存じます。

また、決定しました募集要項につきましては、委員の皆様に送付するという形で、報告させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

　【委員長】

　　ただいま事務局から募集要項の取り扱いについて説明がありましたが、御了解いただけますでしょうか。

　【委員】

　　異議なし。

　【委員長】

　　ありがとうございます。

それでは以上で、本日の議事のすべてを終了いたしました。

　　円滑な議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

　【事務局】

　委員長、議長をお務めいただき、大変ありがとうございました。また、委員の皆様も、熱心に御議論いただきありがとうございました。

　公募開始に向けて、手続きを進めてまいります。

　次回の選定委員会は9月に指定管理者候補団体の審査を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

　開催日程につきましては、改めて御案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

８　閉会